

# 市川市立中山小学校 PTA 規程

## 第1章 総則

- 第1条 本会の運営にあたり、会則のほかにも本規程を定める。
- 第2条 本規程は、随時審議され、時宜に応じた運営が行われるよう改められる。

## 第2章 書記・会計

- 第3条 本会の書記の任務は次の通りとし、本規程により書記がこれを行う。
1. 運営委員会の議事及び本会の活動に関する重要事項を記録する。
  2. 記録、通信その他の書類等を保管する。
  3. 会長の指示に従って、本会の庶務を行う。
- 第4条 本会の会費は、一世帯年間 3,000 円とする。
- 第5条 年度予算及び補正予算については運営委員会で協議の上作成する。
- 第6条 予算計画書外の特別支出を要するときは、運営委員会の承認を得る。
- 第7条 本会の会計の任務は次の通りとし、本規程により会計がこれを行う。
1. 総会及び運営委員会の承認を得た予算に基づいて会計事務を行う。
  2. 半期終了毎、会計事務の執行、帳簿その他につき会計監査を受け、その期間の主なる収入支出、その他につき説明を行う。

## 第3章 組織

- 第8条 本会の学年・学級委員会の活動は、次の通りとする。
1. 学年の活動計画に関する事項
  2. 学年、学級の会員相互の親睦及び向上に関する事項
  3. 学校PTA行事の協力事項
- 第9条 本会のその他の活動については、次の通りとする。
1. 児童の文化活動に関する援助協力事項
  2. 会員に関する文化活動の企画・実施に関する事項
  3. 児童の保健・体育行事に関する協力事項
  4. 会員のため、保健体育・給食の行事の企画・実施に関する事項
  5. PTA会報発行等広報活動に関する事項
  6. 学校行事及びPTA活動に関する記録、写真の整備、保管
  7. 児童の校外生活指導に関する協力事項
  8. 児童の安全保護に関する事項
  9. 校内外の教育環境整備に関する事項

## 附則

1. 本規程は、昭和 55 年 4 月 1 日より施行する。
2. 昭和 63 年 5 月 6 日規程一部改正
3. 平成 7 年 4 月 20 日規程一部改正
4. 平成 13 年 4 月 21 日規程一部改正
5. 平成 17 年 2 月 24 日規程一部改正
6. 平成 21 年 1 月 21 日規程一部改正
7. 令和 3 年 5 月 13 日規程一部改正
8. 令和 6 年 4 月 1 日規程一部改正